

平成 30 年 6 月吉日

北海道函館東高等学校青雲同窓会 会員各位

同窓会会員の皆様におかれましては、平素より青雲同窓会の活動にご理解・ご協力を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

今回、懸案事項でありました会則改訂につきまして、本部役員及び各支部役員からのご意見を盛り込んだ「会則改定案」を作成いたしました。

この経緯についてご説明させていただきます。

まず、現会則は、函館東高校（以下東高という）が平成 19 年 3 月に廃校となり、新たに現市立函館高校が誕生した際、それまでの会則の一部分だけを変更したものです。

しかしながら、時を経るにつれ、東校が存在した時代の同窓会と現状とでは、組織運営や活動内容も大きく変わってきており、一部の会則変更だけでは対応しきれなくなっております。

このような事から、本部・支部役員内で会則改訂の機運が高まり、平成 23 年 12 月に青雲同窓会札幌支部の現支部長である木村様より提示された改訂案を基に、役員・支部長会議などでの議論を経て、最終的に平成 28 年に函館試案を作成し、各支部から意見をいただくこととしました。札幌支部の松崎幹事長のご尽力により、各支部からの意見を取りまとめていただき、また田代会長の前へ進める思いと決断により、北海道函館東高等学校青雲同窓会の新会則として、今回ご提案する運びとなりました。

もちろん今後も実情に沿った会則改訂が必要になる場面も出てくると思いますが、まずは今回の会則改訂にご理解いただければと存じます。

今後のスケジュール

6 月末迄 同窓会のホームページに新会則（案）の掲載 ご意見、ご質問の集約。

7 月中旬 役員・年次幹事会において総会への上程の確認

8 月 14 日 青雲同窓会総会の議案上程

施行は次年度の平成 31 年 4 月 1 日から

*ただし、重大な誤り・正当な理由による反対意見等があった場合は今年度総会での審議は見送る場合もあります。

下記記載の会則について、ご一読、ご検討いただきますようお願いいたします。

ご意見等は同窓会 HP のトップページ下段の“お問い合わせ”をクリックしていただき開いた問合せフォームにてお願いいたします。

北海道函館東高等学校青雲会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は北海道函館東高等学校青雲同窓会と称する。

（本部および支部）

第2条 本会は本部を函館地区に置く。

2. 支部として、道央地区に「青雲同窓会札幌支部」、関東地区に「関東青雲同窓会」、東海地区に「東海青雲同窓会」、関西地区に「関西青雲同窓会」を置く。

（会員）

第3条 本会の会員は下記の通りとする。

1. 正会員 母校の卒業生および母校に籍のあった者
2. 名誉会員 本会および母校の発展に功績のあった者
3. 客員 母校旧職員

（母校とは、函館市立中学校、函館市立高等学校、函館東高等学校）

第2章 目的および事業

（目的）

第4条 本会は下記のことを目的とする。

1. 母校の歴史と伝統を継承し、本部・支部間の交流を含め、会員相互の親睦を図る。
2. 市立函館高等学校の発展を支援し、柳星同窓会との連携を図る。
3. 函館地域の発展を支援する。

（事業）

第5条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 毎年8月14日に函館において総会懇親会の開催
2. 会員情報の収集・管理およびホームページ等の管理運営
3. 母校の記念品の収集、管理、保管
4. 市立函館高等学校への支援
5. 柳星同窓会との交流
6. 函館地域の発展に貢献できる事業
7. 本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員等および組織

（役員）

第6条 本会には下記の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 7名以内(各支部長4名を含む)
3. 幹事長 1名
4. 副幹事長 4名以内

5. 常任幹事 6名以内
6. 会計監査 2名以内

(顧問および年度幹事)

第7条 顧問および年度幹事を置く。

1. 顧問は元役員の中から役員会において推薦し、会長が委嘱する。
2. 年度幹事は卒業年度毎に互選し、会長に届け出るものとする。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は総会の承認による。

2. 役員の任期は2年とする。但し、各支部長である副会長は各支部において役員改選が行われた場合、新支部長は前任者の任期を引き継ぐものとする。
3. 役員は重任を妨げない。但し、会計監査は重任できないとする。

(役員等の職務)

第9条 役員、顧問、年度幹事の職務は下記の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。
支部長たる副会長は各支部を掌理し、本部・支部間の連携を図る。
3. 幹事長 本会の事務を総括し、会長を補佐する。
4. 副幹事長 幹事長を輔佐し、幹事長に事故あるときは代理する。
5. 常任幹事 会務を分掌し、当該事務を処理する。
6. 会計監査 会計を監査する。
7. 顧問 会長の諮問に応じ、助言する。
8. 年度幹事 会員の情報収集および役員会への提案を行う。

(欠員)

第10条 役員に欠員が生じた時は次期総会で補選する。補選によって選出された役員の任期は前任者残存期間とする。また次期総会までの間、会長の指名する者が欠員の職務を代行することができる。

第4章 総会

(構成および議決権)

第11条 総会は全会員をもって構成し、正会員が議決権を有する。

(権限)

第12条 総会は下記の事項を議決する。

1. 役員を選任・解任
2. 会則の改定
3. 当年度の事業報告・決算および次年度の事業計画・予算
4. 会員の除名
5. 解散・合併および残余財産の処分
6. 前各号に定めるもののほか、本会の規定する事項及び会則に定める事項

(総会の開催)

第13条 定期総会は第5条第1項に定める通り開催する。臨時総会は役員^の3分の1以上の要求により会長が招集する。

(議長)

第14条 議長は会長とする。

(議決)

第15条 議決は出席正会員の過半数とする。

第5章 三役会

(構成および議長)

第16条 三役会は、会長、副会長、幹事長をもって構成し、議長は会長とする。

(審議事項)

第17条 三役会は下記の事項を審議する。

1. 会則改定
2. 事業積立基本金の使途
3. 解散・合併および残余財産の処分
3. その他三役会が必要と認めた事項

(三役会の開催)

第18条 三役会は下記要件により会長が招集する。

1. 会長が必要と認めた時
2. 三役の3分の1以上の要求があった時

(成立要件)

第19条 三役会は3分の2以上の出席をもって成立する。文書等で意思表示した者および委任された代理者は出席数に算入する。

(議決)

第20条 議決は全会一致を原則とする。ただし議長裁定により多数決とすることができる。賛否同数の場合は議長が決する。

第6章 役員会等

(構成および議長)

第21条 役員会は役員(各支部長を除く。以下、同じ)で構成し、議長は会長とする。

(審議事項)

第22条 役員会は下記の事項を審議する。

1. 役員^の選任・解任(支部長である含む)
2. 会則に基づく諸規定の制定および改廃
3. 事業運営の基本方針
4. 当年度の事業報告及び決算
5. 次年度の事業計画及び予算編成

6. その他本会の運営に必要な事項

(役員会の開催)

第23条 役員会は下記要件により会長が招集する。

1. 会長が必要と認めた時
2. 役員 $\frac{1}{3}$ 以上の要求があった時
3. 会計監査が要求した時

(成立要件)

第24条 役員会は $\frac{1}{3}$ 以上の出席をもって成立する。

(議決)

第25条 役員会の議決は過半数とする。

(役員・年度幹事会)

第26条 役員・年度幹事会は役員、顧問、年度幹事で構成し、総会開催の1ヶ月以前に行う。

役員・年度幹事会は、下記の事項を確認、周知する。

1. 総会で審議される事項
2. 総会・懇親会の運営内容
3. その他同窓会・総会に対する質疑応答

第7章 会計

(会計の区分)

第27条 会計は本部運営に係る一般会計、事業積立基本金に係る特別会計および財産管理に区分し、副幹事長(会計担当)が管理する。

(収入)

第28条 本会は総会費、その他の収入で運営する。

(財産の管理)

第29条 本会の財産の管理及び収入と支出管理は、役員会が行う。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日までとする。

(監査)

第30条 会計監査は会計年度終了後速やかに会計を監査しなければならない。但し、随時臨時監査を行うことができる。また、その結果を会長に報告して必要な措置を行わせることができる。